



お気軽に！／がんばらないヨガ教室

参加無料

【前期】令和8年6月～令和8年8月(計8回)

<b>初級コース</b> 初めてのの方にオススメです	<b>中級コース</b> 普段から運動している方向けです
①月曜日クラス(14:00～15:00)・・・6/8開始 ②月曜日クラス(15:15～16:15)・・・6/8開始	③火曜日クラス(10:00～11:00)・・・6/9開始
<b>対象</b>	●医師に運動を禁止されておらず、町内在住の成人の方 ●全日程に参加できる方 ※普段から血圧が高い方、動悸がある方は一度病院を受診してください。
<b>会場</b>	八重瀬町保健センター(字東風平1318番地3)
<b>確認事項</b>	・教室初日に日程表をお配りします。また、血圧及び脈拍を測定します。 ※当日高めの方は問診の上でお断りさせていただく場合がございます。ご了承ください。 ・健診や感染症の状況により日程を変更する場合があります。 ・参加希望者が多くいますので、なるべく途中辞退がないようお願いいたします。 ・妊婦の方、持病のある方等、こちらの判断で参加をご遠慮いただく場合があります。
<b>応募方法</b>	・上記の①～③のクラスから、1つのクラスを選択し、ご応募ください。 ・先着順ではありませんので、応募期間内に余裕を持ってご連絡ください。 ・定員を超えた場合は、抽選となります。抽選結果は6月上旬頃ハガキでお知らせします。

《応募期限:5月8日(金)17:15まで》 応募先 八重瀬町保健センター ☎098-998-1149

令和8年度 実用英語技能検定(英語検定)及び実用数学技能検定(数学・算数検定)  
検定料半額補助

補助対象者

町内に住所を有し、町立学校または町外小中学校に在籍する児童生徒の保護者。  
※英語検定:小学校5年生以上  
※数学・算数検定:小学校3年生以上

補助対象要件

- 1) 令和8年度に小中学校(団体受検)で受検する検定のみ。
- 2) 1検定につき1回の補助に限る。(英語検定1回、数学・算数検定1回の年最大2回補助)

補助対象の検定級

英語検定:5級～2級  
数学・算数検定:9級～準2級

補助対象の検定日

- 1) 英語検定 5月29日(金)
- 2) 数学・算数検定 11月13日(金)

補助金額

各種検定受験料の半額

●詳しい内容は、八重瀬町役場ホームページと併せて在籍する学校案内文をご確認ください。

《お問い合わせ | 学校教育課 | ☎098-998-7571》

新「サポートノートえいぶる」  
をご存じでしょうか?

Q新「サポートノートえいぶる」とは?

主として発達障害のある方、もしくは発達への気になる方や、お子さんの成長や子育てなどに不安のある保護者の方を対象に、ご本人のプロフィールや支援の経過などの記録を一冊にまとめ、必要な情報をつづる、オリジナルファイルです。

Q新「サポートノートえいぶる」に何を書けばいいの?

- ・子どもの成長発達の記録
- ・生活の記録や入院、通院歴、療育、福祉制度などの利用状況 など

Qどのような利用ができるの?

- ・関係機関から提供された情報や子どもの状況を綴ることで、子どもの成長過程の振り返りができます。
- ・新「サポートノートえいぶる」に記入しておくことで、新たに福祉サービスを利用するとき、保護者や支援者同士で共通理解するときに利用できます。

Q新「サポートノートえいぶる」をすでに持っているけど、新たに記録用のシートが欲しい!

沖縄県 障害福祉課 えいぶる 🔍 で検索すると、ダウンロードできます!

- 配布場所:八重瀬町役場 社会福祉課 \*配布は無料ですが、数に限りがありますので、お早めにお
- 配布時間:平日の午前8時30分～午後5時15分(昼食時間除く) お問い合わせください。

《お問い合わせ | 社会福祉課 | ☎098-998-9598》



学生のための

国民年金学生納付特例制度



20歳になると、学生であっても国民年金への加入が必要になります。学生で収入が少なく、納付が難しいときは、「学生納付特例制度」をご利用ください。承認された期間の国民年金保険料の納付が猶予されます。



制度対象者

- ✓ 20歳以上で大学・専門学校等(夜間・定時制・通信制課程を含む)に在籍
- ✓ 本人の所得が一定額以下の方 ※一部、対象とならない学校があります。

申請のメリット

- ・在学中の保険料の支払いが猶予される
- ・将来、年金の受給資格期間としてカウントされる
- ・万一の病気や事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格も確保される。

申請手続きに必要な書類等

- ・基礎年金番号が分かるもの
- ・学生証または在学証明書(原本)
- ・雇用保険被保険者離職票または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など (退職して学生になった場合)

⚠️ 申請は毎年度必要です

原則、申請日から約2年1カ月前までさかのぼって申請できます。(令和8年度の申請は、令和8年4月分から令和9年3月分)申請が遅れると、障害基礎年金を受けられない場合があります。将来の年金額には反映されないため10年以内に「追納」することができます。「追納」は2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。



▲詳しくは 日本年金機構HPへ

《お問い合わせ | 住民環境課 年金係 | ☎098-998-2443》